

1 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準に係る意見募集について

1 根拠となる法律

介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定介護予防支援の事業の基準）

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4～6 略

2 法律の内容

(1) 法律の概要

地方公共団体が行う介護保険の保険給付等について定めたもの

(2) 条文の概要

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法について、厚生労働省令で定める基準を参酌して上で、市が基準を条例で定めることとしているもの

参考：介護保険法新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 115 条の 24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に従い<u>厚生労働省令</u>で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、<u>厚生労働大臣</u>が定める。</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>第 115 条の 24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、<u>市町村の条例</u>で定める基準に従い<u>市町村の条例</u>で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、<u>市町村の条例</u>で定める。</p> <p>3 <u>市町村が前 2 項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> <p>一 <u>指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数</u></p> <p>二 <u>指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</u></p> <p>4 <u>厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>5・6 略</p>

3 国の基準

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成 18 厚生労働省令第 37 号)

4 春日井市の考え方

一部について、現行の国の基準と異なる基準を設けます。

その他の事項については、現時点において本市の実情に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として省令が示している基準をもって、本市の基準とする条例案とします。

ただし、今後、パブリックコメントや関係者の意見聴取等を経て、現行の国基準と異なる規定が必要かどうかを検証し、条例案を取りまとめることとします。

【従うべき基準】

従うべき基準	①指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 ②指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接な関連するものとして厚生労働省令で定めるもの ③基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 ④基準該当指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接な関連するものとして厚生労働省令で定めるもの ⑤介護予防支援の申請者は法人とすること
参酌すべき基準	従うべき基準に掲げるもの以外の基準

【省令と異なる基準】

省令の名称	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
条項	第 28 条第 2 項 (準用する場合を含む)
内容	利用者に対するサービス提供に関する記録の保管期間を「2年間」から「5年間」に延長する。
異なる基準にする理由	介護報酬返還等請求の債権消滅時効が5年であることから、記録の保管期間もこれに対応させるため。

【省令にはない独自基準】

内容	指定に係る申請者が暴力団員等であってはならないことを規定する。
異なる基準にする理由	春日井市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展及び市民の安全で平穏な生活を確保するために規定するものです。

5 条例の整備内容

「春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を新たに制定します（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

制定内容

- ・介護保険法第 115 条の 24 に基づく基準を定めます。
- ・従うべき基準は厚生労働省令の規定どおり定めます。
- ・参酌すべき基準のうち、「記録の保管期間」及び「暴力団排除」について市独自の基準を規定します。
- ・その他の参酌すべき基準は厚生労働省令の規定どおり定めます。

6 意見の提出先（問い合わせ先）

〒486-8686 春日井市健康福祉部介護保険課

電話：0568-85-6921 FAX：0568-84-5764